

廃 第 2 0 6 6 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

千葉県環境計量協会 会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

試験研究等の用に供するため保管される高濃度ポリ塩化
ビフェニル使用製品の取扱いに関する留意事項について（通知）

このことについて、令和 4 年 3 月 2 5 日付け環循施発第 2 2 0 3 2 5 1 号により環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から別添のとおり通知（以下「環境省通知」という。）がありました。

環境省通知により、事業者が所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル試薬について、使用に係る事業計画を県（千葉市、船橋市及び柏市にあっては各市）が確認し、国民の健康の保護及び生活環境の保全を目的とした試験研究並びにこれに付随して必要となる事業の用に供するために保管されていると認められる場合は、処分期間又は特例処分期限日を徒過しても違法状態とは解されないこととされました。

つきましては、高濃度ポリ塩化ビフェニル試薬を引き続き使用する事業者については、県又は市に御連絡いただくよう、貴下会員に御周知いただけますようお願いいたします。

問合せ先 環境生活部廃棄物指導課指導企画班 電 話：043-223-2757 F A X：043-221-5789 メール：pcb@mz.pref.chiba.lg.jp
